

# 福岡県公報

平成十九年三月七日  
第二千六百五十号  
増刊 ①

平成十九年三月七日 増刊 ①

示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。  
福岡県選挙管理委員会告示第十九号  
長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

二 老人ホームの項中

- |   |   |
|---|---|
| ○公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示（地方課） | 一 |
| ○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正                                   |   |

## 選挙管理委員会

(地方課) 一

改め、

さわやか和布刈館	大久保一九一五
軽費老人ホーム階寿園	小倉北区篠崎一九一五
さわやか和布刈館	大久保一九一五
有料老人ホームSJR別院	柳原町一一三〇
軽費老人ホーム階寿園	小倉北区篠崎一九一五

- 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
- 平成十九年三月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

- 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和三十年福岡県選挙管理委員会規程第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「及び第二号並びに」を「から第三号まで及び」に改める。

## 附則

一 この告示は、平成十九年三月二十二日から施行する。

- 二 改正後の第七条の二第一項の規定は、この告示の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を公

を

に

を

改め、

さわやか螢風館	
北九州市立養護老人ホーム樂翁荘	長野東町一一一五
" " 若松区鴨生田二一八一一	

改め、

改め、

特別養護老人ホーム芝津の郷 北九州市立養護老人ホーム樂翁荘	有料老人ホーム芝津の郷 北九州市立養護老人ホーム樂翁荘
飯塚地区養護老人ホーム愛和園	大字貫一八六六一一
飯塚地区養護老人ホーム愛生苑	若松区鴨生田二一八一一
特別養護老人ホーム愛和園	大字貫一八六六一一
飯塚地区養護老人ホーム愛生苑	大字貫一八六六一一
特別養護老人ホーム愛和園	大字貫一八六六一一
飯塚地区養護老人ホーム愛生苑	大字貫一八六六一一
特別養護老人ホーム愛和園	大字貫一八六六一一
飯塚地区養護老人ホーム愛生苑	大字貫一八六六一一

を

に

を

に

を

に

改める。

改め、

特別養護老人ホーム愛和園 社会福祉法人福寿会特別養護老人ホーム方信園	特別養護老人ホーム愛和園 社会福祉法人福寿会特別養護老人ホーム方信園
飯塚地区養護老人ホーム愛生苑	大字中泉一八六二番三五
飯塚地区養護老人ホーム愛生苑	知古一四〇八一五
特別養護老人ホーム愛和園 社会福祉法人福寿会特別養護老人ホーム方信園	特別養護老人ホーム愛和園 社会福祉法人福寿会特別養護老人ホーム方信園
飯塚地区養護老人ホーム愛生苑	京都郡苅田町大字法正寺六三三一

に

を

に